

第2章 環境行政の推進体制

第1節 大分県環境基本条例

第
1
部
第
2
章

身近なごみ問題から地球規模の環境破壊に至るまで環境問題が複雑・多様化するなか、こうした諸問題に適切に対処し、健全で恵み豊かな本県の自然環境を将来の世代に引き継ぐとともに、快適な生活環境を創造するための基本的枠組みの構築が要請されたことから、県では平成11年9月に「大分県環境基本条例」を制定した。

本条例は、「環境からの恵沢の享受と将来世代への継承」、「環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境の保全」の3つをその基本理念に定め、今後取り組むべき施策として環

境基本計画の策定や、環境影響評価の推進、環境教育・学習等の振興、民間団体等の自発的な環境保全活動の促進、環境管理（ISO14001等）の普及等を挙げている。

この基本条例の理念は「大分県環境影響評価条例（平成11年9月施行）」及び「大分県生活環境の保全等に関する条例（平成12年12月施行）」に具体化され、これらの条例に基づき環境保全対策に取り組んでいる。

第2節 大分県新環境基本計画 ～ごみゼロおおいた推進基本プラン～

県では、大分県環境基本条例の規定（第9条）に基づき、各般の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「大分県環境基本計画（豊の国エコプラン）」を平成10年3月に策定し、積極的に環境に配慮した様々な取組を進めてきた。

しかし、①平成15年9月から県民総参加のもとでの「ごみゼロおおいた作戦」の展開による新たな視点からの環境へのアプローチの必要性、②県政運営の長期的・総合的な指針である「大分県長期総合計画～安心・活力・発展プラン2005～」の策定が行われたこと、③計画策定から7年余りの経過による環境を取り巻く情勢の変化等を背景として、平成17年11月に「大分県新環境基本計画～ごみゼロおおいた推進基本プラン～」を策定した。

この計画は、「大分県長期総合計画」の環境面における部門計画であるとともに、「ごみゼロおおいた作戦」として展開する環境関連施策を体系化し、その着実な推進を図るために基本プランとして位置づけている。

計画期間は、平成17年度から平成27年度までの11年間であるが、計画策定から5年あまりが経過し、環境を取り巻く情勢も変化したことから、平成23年度に改訂を行った。目指すべき環境の将来像を「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」とし、この将来像の実現に向けて、基

本目標Ⅰ「豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」、基本目標Ⅱ「循環を基調とする地域社会の構築」、基本目標Ⅲ「地球環境問題への取組の推進」、基本目標Ⅳ「環境・エネルギー産業の育成」、基本目標Ⅴ「すべての主体が参加する美しく快適な県づくり」の5つの基本目標を掲げ、それぞれの目標実現に向けたこれからの主な取組を記述している。

また、この計画に掲げられた各種施策を着実かつ効果的に推進していくために、主な施策のうち60項目について、その実施・進捗状況を数値目標である「環境指標」により、毎年度「大分県環境審議会」及び「ごみゼロおおいた作戦県民会議」において進行管理している。

平成23年度は、基本目標Ⅰに関しては、生物多様性保全の重要性について理解を深めるための生物多様性フォーラム及び地域別ミーティングの開催や、アライグマの防除対策講習会など特定外来生物の防除対策を実施した。

また、本県の地質遺産の特長を活かした各地域でのジオパーク構想を推進し、地形・地質現況詳細調査を行うとともに、県内3か所においてジオシンポジウムを開催した。

基本目標Ⅱに関しては、県民の日常生活と密接な関係のある大気、水環境について監視し、工場等への立入を行うことで、大気、水環境の保全を行った。併せて、原子力発電所の事故を受け、環

境の放射線量率等の監視を強化し、新たに海水浴場についても調査を実施するなど、環境放射能に対する監視体制を強化した。

また、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進のため、食品トレーや弁当容器などのプラスチックごみを削減するためのマイ容器の普及啓発や大分県リサイクル認定製品の活用促進などを行った。産業廃棄物については、特に放射性物質に汚染されたものが県外から持ち込まれないよう監視や産業廃棄物処理業者に対する指導を充実させ、生活環境の保全に努めている。

基本目標Ⅲに関しては、平成23年7月に策定した「大分県地球温暖化対策地域推進計画（第2期）」に基づき、家庭部門、業務部門では省エネ診断の実施により省エネ機器の導入促進を図り、運輸部門では電気自動車導入促進のために県内5か所に急速充電器を設置するなど、部門ごとにCO₂の排出削減にむけた取組を実施した。

また、「県民総参加の森林づくり」を推進し、森林ボランティア活動の支援や、二酸化炭素の吸収源である森林の公益的機能が持続的に発揮できるよう、多様な森林づくりを推進した。

基本目標Ⅳに関しては、廃棄物の原料としての再生利用（マテリアルリサイクル）や熱エネルギーとしての再生利用（サーマルリサイクル）に係る取組の事業化を支援したほか、平成23年3月に

策定した「大分県新エネルギービジョン」に基づき、地熱や水力、太陽光といった新エネルギー分野における企業等の事業化を支援するため実用化段階の技術開発や製品の実証事業等に助成を行った。また、新エネルギーの普及啓発のための次世代エネルギー施設周遊バスツアーや省エネルギー設備の導入を促進するための省エネルギー導入セミナーを開催した。

基本目標Vに関しては、九重青少年の家での子どもを対象にした体験型森林環境学習や指導者研修等の取組を行い、環境教育・学習を推進したほか、夏の夜の大作戦（キャンドルナイト）や緑のカーテンによるエコ花ライフをはじめとした四季折々キャンペーンなど、県民一人ひとりの取組から地域ぐるみの取組へと面的に拡充していくエコなまちづくりを普及促進するためのごみゼロおおいた作戦を展開した。

また、レジ袋無料配布中止に伴って収益金により、児童向け環境劇の公演を行ったほか、環境保全活動を行う団体への支援を実施した。

このような多岐にわたる施策の実施により、県民総参加による美しく快適な大分県づくりを進める「ごみゼロおおいた作戦」を着実に進めることができた。計画に定められた環境指標の結果は表2のとおりである（詳細は資料編 環境指標一覧）。

表2 計画に定めた環境指標の評価結果

基本目標I 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

基本目標II 循環を基調とする地域社会の構築

基本目標III 地球環境問題への取組の推進

基本目標IV 環境・エネルギー産業の育成

基本目標V すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

	指標 項目数	A		B		C	
		項目	割合(%)	項目	割合(%)	項目	割合(%)
基本目標I	18	13	72.2	5	27.8	0	0.0
基本目標II	20	14	70.0	6	30.0	0	0.0
基本目標III	10	7	70.0	3	30.0	0	0.0
基本目標IV	5	5	100	0	0.0	0	0.0
基本目標V	7	5	71.4	2	28.6	0	0.0
合計	60	44	73.3	16	26.7	0	0.0

評価（A・B・C）の区分について

「A」 平成23年度の目標数値を達成している場合

「B」 平成23年度の目標数値の7割以上を達成している場合

「C」 平成23年度の目標数値の7割未満である場合

大分県新環境基本計画～ごみゼロおおいた推進基本プラン～(H24.3改訂) の概要

第1章 計画の見直しにあたって

計画見直しの趣旨

計画の性格・位置づけ

計画の期間

計画の構成

第2章 環境の目標目指すべき環境の
将来像

天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた

計画の基本目標豊かな自然との
共生と快適な地
域環境の創造循環を基調とする
地域社会の構築地球環境問題への
取組の推進環境・エネルギー
産業の育成すべての主体が参
加する美しく快適
な県づくり**第3章 施策の展開**豊かな自然との共生と
快適な地域環境の創造循環を基調とする
地域社会の構築地球環境問題への
取組の推進環境・エネルギー
産業の育成すべての主体が参加す
る美しく快適な県づくり

- 豊かな自然や生物
多様性の保全
- 快適な地域環境の
保全と創造
- 温泉の保護と利用

- 大気環境の保全
- 水・土壤・地盤環境
の保全
- 化学物質等への環
境保全対策
- 廃棄物・リサイクル
対策

- 温室効果ガスの排
出源対策の推進
- エコエネルギーの
導入促進
- 二酸化炭素の吸収
源対策の推進
- その他地球規模の
環境問題への対策

- 環境・エネルギー
技術への挑戦
- 環境・エネルギー
ビジネスの拡大
- 企業の環境活動の
推進

- 自発的な環境保全
活動の促進
- 豊かな環境を守り
育てる人づくり

基盤的施策の推進

- 環境影響評価の推進
- 環境に配慮した取組の推進
- 公害紛争等の適正処理

第4章 計画の推進

推進の体制

計画の進行管理

財政措置

◆参考資料

策 定 経 過

環 境 指 標 一 覧

用 語 解 説

第3節 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法」(平成11年施行)の内容も踏まえ環境影響評価の手続等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするため、「大分県環境影響評価条例」(平成11年施行)を制定している。

なお、条例に基づく環境影響評価の対象事業は、表3のとおりである。

表3 条例に基づく環境影響評価の対象事業

事業の種類等	第1種対象事業	第2種対象事業
1 県道、市町村道の建設	4車線7.5km以上	—
2 廃棄物処理施設 ごみ焼却施設の建設	200t／日以上	—
し尿処理施設の建設	100kℓ／日以上	—
廃棄物最終処分場の建設	25ha以上	5ha以上25ha未満
3 工場等の建設	排ガス量10万Nm ³ /h以上 排出水量1万m ³ /日以上	—
4 公有水面の埋立て又は干拓	40ha以上	20ha以上40ha未満
5 流通業務団地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
6 住宅用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
7 工場用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
8 運動又はレクリエーション 施設用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
9 ゴルフ場用地造成事業	50ha以上	10ha以上50ha未満
10 その他の土地開発事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
11 規則で定める事業	—	—

港湾計画	埋立て・掘込み面積150ha以上
------	------------------

第1種対象事業：大規模な事業であって、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手続」を行うもの。

第2種対象事業：第1種対象事業よりも小規模な事業であって、「住民手続」を行わないもの。

第4節 大分県生活環境の保全等に関する条例

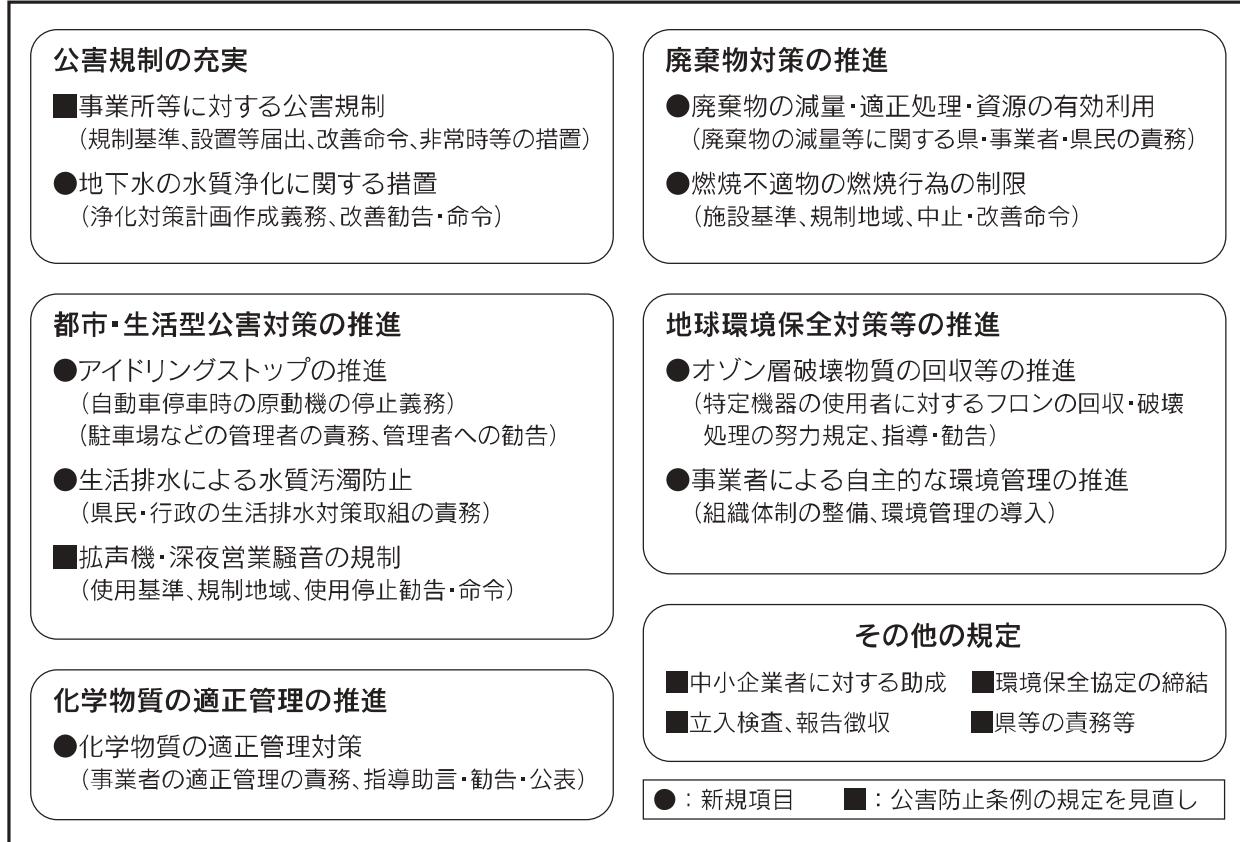
工場に対する公害防止の規制基準等を定めた「大分県公害防止条例」が、昭和46年10月の制定から約30年経過し、この間に環境問題は大きく変化し、新たな対応が求められるようになったため、「大分県環境基本条例」の基本理念を踏まえて、公害防止条例を全面的に改正した「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、平成12年12月から施行した。

本条例は、これまでの公害の防止に加え、広く県民や事業者の参加により、環境に配慮した取組や地球環境の保全を進めていくこととしており、「化学物質の適正な管理」、アイドリングストップを始めとする「自動車の使用に伴う環境負荷の低減」や「オゾン層破壊物質の回収」等の規定が新たに定められており、今後も、この条例の適正な

運用により環境保全対策を推進していくこととしている。

(条例の概要については図4参照)

図4 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要



第5節 美しく快適な大分県づくり条例

1 条例制定の背景

平成15年9月からごみゼロおおいた作戦を開始したことによって、環境美化等のボランティア活動が盛んになった一方、ごみのポイ捨てや自動車・自転車の放置など一部の県民のモラル低下により生じている身近な環境問題に対応するために、新たな条例の制定を求める声が多く寄せられることとなった。

こうした状況を踏まえ、ごみのポイ捨て等の問題に対応するとともに、県民や事業者が自発的に環境美化活動を推進する機運を醸成することにより、ごみゼロおおいた作戦を県民運動として展開するための総合的・基本的な事項を網羅した「美しく快適な大分県づくり条例」を制定した。

2 条例の基本的性格

この条例は、県民意識調査やごみゼロおおいた

作戦県民会議の意見、パブリックコメントなどを通じて寄せられた様々な県民の声を反映しており、ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加で推進するため、一義的には市町村の事務であるごみの処理等について、県としての対応を広域的・全県的に規定している。同時に、県のみならず、市町村・県民・事業者の責務としてそれぞれが率先して美しく快適な大分県づくりに取り組むよう規定するとともに、これらの取組を推奨するための顕彰の実施や「環境美化の日」の設定を盛り込んでいる。

この条例で禁止される行為は、①ごみの投棄、②ピンクちらしの掲示等、③自動車・自転車の放置、④落書き、⑤サーチライト、レーザー等の投光器の使用（祭典等の一時使用を除く）、⑥動物のふん等の放置で、これらのうち①から⑤については違反者に罰則（5万円以下の過料）を科すこととしている。

また、歩行喫煙や携帯灰皿等を所持しない場合の喫煙を慎むこと、自動販売機設置事業者は回収

容器を設置し、これを適正に管理すること、観光に関する事業者は観光客にごみの散乱防止に関する啓発を行うこと、日常生活に伴って発生する悪臭や振動等によって周辺の生活環境を損なわないよう配慮すること、などについての努力規定が盛り込まれている。

ただし、市町村条例によりこの条例の目的の全部又は一部が達成することができると認められる場合には、その市町村の区域においてはこの条例を適用しない旨の調整条項を設けている。(平成22年10月1日現在の市町村条例との調整状況は表5aを参照)

表5a 「美しく快適な大分県づくり条例」と市町村条例との調整状況

(平成24年10月1日現在)
(○…県条例適用 ●…市町村条例適用)

市町村名	ごみの投棄 (※)	自動販売機 の回収容器 設置義務	ピンクちら しの掲示等 (※)	動物のふん 等の放置	自動車の 放置(※)	自転車の 放置(※)	落書き (※)	悪臭等へ の配慮	投光器の 使用(※)
大分市	●	●	●(印刷物等)	●(飼犬)	●	●	○	○	○
別府市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
中津市	●	●	○	●(飼犬)	○	●	○	○	○
日田市	●	●	●(印刷物等)	●(飼犬)	●	●	○	○	○
佐伯市	●	●	○	●(飼犬)	○	●	○	○	○
臼杵市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
津久見市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
竹田市	●	●	○	○	○	○	○	○	○
豊後高田市	●	●	●	●(飼犬、飼猫)	○	●	○	○	○
杵築市	●	●	○	●(飼犬)	○	○	○	○	○
宇佐市	○	○	○	○	○	●	○	○	○
豊後大野市	●	○	○	○	○	○	○	○	○
由布市	●	●	○	○	●	○	○	○	○
国東市	●	●	○	○	○	○	○	○	○
姫島村	●	●	○	○	○	○	○	○	○
日出町	●	●	○	●(飼犬、飼猫)	○	○	○	○	○
九重町	●	●	○	○	○	○	○	○	○
玖珠町	●	●	○	○	○	○	○	○	○

注)「※」について、美しく快適な大分県づくり条例では違反者に過料を科す。

なお、印刷物等の配布等の責務については努力規定である。

3 施行状況

実効性を確保するため、過料処分の権限が付与された環境美化指導員を県下各地に配置し、市町村長が特にポイ捨てごみが目立つとして挙げた箇所を中心に巡回を実施するとともに、改善状況を半年に一度定点監視を行ってチェックしている。

条例施行後、夜空を照らしていたサーチライトの使用がなくなったほか、ポイ捨てごみについても定点監視の結果、概ね改善傾向にあることが確認されている。

また、条例第8条の規定に基づき、従前の環境保全功労者表彰に替わる新しい表彰制度として環境技術の開発、環境美化の取組その他美しく快適な大分県づくりに著しい功績のあったものを顕彰する「ごみゼロおおいた作戦功労者顕彰制度」を設けた。平成24年度には2個人8団体を表彰した。(平成24年度の受賞者は表5bを参照)



表5 b 平成24年度ごみゼロおおいた作戦功労者表彰受賞者

団体名等	市町村名	活動年数	主な功績
地域環境の美化に関するボランティア活動			
(団体) 大分都心まちづくり委員会 (会長:園田 孝吉)	大分市	16年	中心市街地を構成する商店街と大型店等で組織され、買い物をしやすい環境づくりの提供と中心市街地活性化の基盤づくりを目的に、毎月1~2回中央通り両側(大分銀行駅前支店前から竹町ドーム広場、旧パルコ前から伊予銀行前)歩道の清掃活動に取り組んでいる。
(団体) 寺司老人クラブ (会長:人部 寛人)	大分市	14年	平成10年から鶴崎駅前ロータリーから国道197号の道路や緑地帯の清掃活動を毎月最終日曜日の朝実施している。また、落葉の時期は月2回実施している。
(団体) 元町町内会 (会長:古城 堅造)	大分市	30年	観光施設である国指定史跡の元町石仏の石仏堂内およびその周辺等の清掃を、町民が交替で、昭和56年頃から平成19年までは毎日、その後は、高齢化により2日に1回実施している。
(団体) 学校法人別府大学明豊高等学校野球部 (部長:川崎 純平)	別府市	7年	平成16年頃から毎年2~5回程度、部活動のランニングコース(学校~グランド)で清掃活動を行っている。
(団体) 竹田市「ゴミフ」大会実行委員会 (会長:早川 和)	竹田市	30年	「ゴミフ」とは、ごみ拾いをスポーツと捉え、ゴルフをもじって命名したので、毎年5月30日(ごみゼロ)を基準日として、各自治会・事業所・団体等の400人近い市民が参加し、観光ルートなど市内10コースを一斉にごみ拾いを行っている。
(団体) しみずVO (ボランティア)俱楽部 (代表:椋野 松男)	日田市	10年	平成14年から毎月第2日曜日の早朝に国道212号線沿い2,000m、県道大鶴熊取線300mの両側の歩道・路側帯の清掃活動を実施している。当地区の活動が、他の地区のモデルとなっている。
(個人) 尾島 春夫(72歳)	日出町	23年	平成元年から由布岳登山道整備ならびに清掃活動を続ける。必要資材は自費で、年間120~130日活動。その間遭難救助活動も数回行う。くじう山系・祖母傾山系でも登山道の整備や清掃活動にも参加している。
(個人) 梶原 勇(77歳)	日田市	10年	日田の川を考える会ほか川に関する数団体に所属し、環境問題に取り組んでいる。特に河川の美化活動に取組み、7年前からは外来種である「ブラジルチドメグサ」の除去作業を一人で続けている。
環境保全に関する学術研究又は普及啓発			
(団体) 佐伯広域森林組合 (代表理事組合長:戸高 壽生)	佐伯市	-	H21年4月に操業開始した工場の木材乾燥設備の燃料に、工場から出る樹皮や木くずなどの産業廃棄物を再利用した木質バイオマス燃料を利用し、循環型社会の構築に貢献している。H22年2月に県内では2例目、林業・木材産業では初めて国内クレジット制度の認証を受けている。また、「次世代エネルギーパーク」の見学施設として県民に広く環境保全に関する普及啓発を行っている。
ごみゼロキャンペーンの推進に協力			
(団体) 中津市立南部幼稚園 (園長:真正 浩二)	中津市	-	H20年から緑のカーテン作りを始める。H21年緑のカーテンフォトコンテストで特別賞受賞。その後も毎年苗や植え方を工夫し、園児みんなで水やり等をして環境教育の実践の場としている。H23年度も「緑のカーテン写真募集」に応募し、緑のカーテン普及に貢献している。

第6節 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

産業廃棄物の適正な処理を推進し、現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的とした「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（以下「適正化条例」という。）」を平成17年7月に公布し平成18年4月1日から完全施行した。

1 適正化条例の概要

条例は、(1)産業廃棄物処理施設等の設置等、(2)県外産業廃棄物の搬入、(3)産業廃棄物の不適正な処理の防止の3本の柱から構成されている。また、条例の実効性を高めるための規定、中核市である大分市への適用についての規定も盛り込んでいる。

(1) 産業廃棄物処理施設等の設置等

- ア 産業廃棄物処理施設を新たに設置したり変更しようとする場合、許可申請予定者は法手続の前に県に対して事前協議を行う。また、地元住民に対する説明会を開催することで施設設置予定者と地元住民との相互理解を深めるとともに、地元市町村や住民からの求めがあれば、施設設置予定者との間で生活環境の保全に関する協定を締結できることとする。
- イ 許可対象外施設（施設設置に係る法手續が不要な施設）を設置しようとする場合も、設置工事の前に県への事前協議を行う。
- ウ 産業廃棄物処理施設等を譲り受けたり借り受けようとする場合、県への事前協議を行う。

(2) 県外産業廃棄物の搬入

- ア 県外で発生した産業廃棄物を大分県内（大分市の区域を含む。）に持ち込んで処理しようとする場合、県外排出事業者は県へ事前協議を行う。
- イ 事前協議が成立した県外排出事業者は、県との間で適正処理に関する協定を締結する。この協定の中に、県外排出事業者が、その搬入実績に応じて環境保全協力金を県に納付する規定を盛り込む。
- ウ 環境保全協力金は産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に要する費用に充てる。
- エ 県外産業廃棄物を処理している施設の周辺住民は、処理業者に対して、関係書類の閲覧や施設への立ち入りを求めることができる。

(3) 産業廃棄物の不適正な処理の防止

- ア 土地所有者等は産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、適正な管理に努めるとともに、不適正な処理が行われた場合は県へ通報する。
- イ 産業廃棄物の発生現場以外の場所で産業廃棄物を保管する場合は、事前に県に届け出る。
- ウ 産業廃棄物の処理に関する試験を行う場合は、事前に県に届け出る。

(4) 適正化条例の実効性

適正化条例の実効性を確保するため、条例の施行に必要な限度において必要な報告を求めたり、職員が事業場等に立ち入り検査を行う。また、適正な処理のための勧告や公表について規定するとともに、虚偽の報告、立入検査拒否等を行った者に対しては、罰則として5万円以下の過料に処する。

さらに、県外産業廃棄物の搬入については平成21年4月に条例施行規則を改正し、協定に違反する事実が確認された場合及び環境保全協力金が未納の場合においては、県外産業廃棄物の搬入中止の措置等を講ずるよう規定した。

(5) 大分市への適用

大分市は中核市となっており、産業廃棄物の処理に関する事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うこととされているが、県外産業廃棄物の搬入対策については、県として大分市の区域を含めた大分県全体の問題として捉え、的確な対応を行う必要がある。このため、適正化条例においては、県外産業廃棄物の搬入に係る部分だけは大分市の区域を含めることとしている。

第7節 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

土砂等のたい積行為による土壤の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全を図るとともに生活の安全を確保することを目的として「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を、平成18年7月7日に公布し、同年11月1日から施行した。

本条例の施行により、土砂等の埋立て等の事業区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、埋立て面積等が3,000m²以上の行為については許可が必要になった。

また、県、事業者及び土地所有者等の責務、た

い積行為に使用される土砂等の安全基準、不適正なたい積行為の禁止及び特定事業に関する規制等、土砂等の不適正なたい積行為等を防止するための各種規定が制定された。

平成24年3月31日現在の許可状況は、11市1町でのべ66事業者、面積652,549m²、土量1,809,280m³となっており、うち県外土砂は、面積で17.1%、土量で38.8%を占めている。

なお、立入調査による土壤及び水質検査の結果、基準を超過していた土砂については、全量撤去等の措置を取っている。

年度	許可数	埋立面積(m ²)		埋立土量(m ³)	
		うち 県外分	うち県外分 面積(m ²)	うち 県外分 率(%)	うち 県外分 土量(m ³)
平成18年度	8	2	63,262	27,501	43.5
平成19年度	21	1	199,211	7,069	3.5
平成20年度	10	1	151,806	33,683	22.2
平成21年度	7	0	47,652	0	0.0
平成22年度	12	1	110,722	9,997	9.0
平成23年度	8	3	79,897	33,599	42.1
累計	66	8	652,549	111,849	17.1
					1,809,280
					702,698
					38.8

第8節 大分県希少野生動植物の保護に関する条例

県、市町村、県民等及び事業者が一体となって希少野生動植物の保護を推進することにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」を平成18年に制定した。

平成18年3月 公布

平成18年10月 全部施行

平成18年12月 指定希少野生動植物の指定(11種)
 平成20年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)
 平成20年3月 保護管理事業計画の決定(4種)
 平成21年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)
 平成22年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)
 平成22年3月 保護管理事業計画の決定(1種)
 平成24年3月 指定希少野生動植物の指定(1種)

今後は、指定希少野生動植物の追加指定等に取り組む。

植 物	タマボウキ(ユリ科) H18.12 指定
	チヨクザキミズ(イラクサ科) H18.12 指定
	ナガバヒゼンマユミ(ニシキギ科) H18.12 指定
	ヒメユリ(ユリ科) H18.12 指定
	イワギリソウ(イワタバコ科) H18.12 指定
	ヒゴタイ(キク科) H18.12 指定
	ホウライクジャク(ホウライシダ科) H18.12 指定
	オオミズゴケ(ミズゴケ科) H18.12 指定
	イワギク(キク科) H20.3 指定
	ナゴラン(ラン科) H20.3 指定
動 物	オトメクジャク(ホウライシダ科) H21.3 指定
	オグラセンノウ(ナデシコ科) H21.3 指定
	ヤツシロソウ(キキョウ科) H22.3 指定
	カブトガニ(カブトガニ科) H18.12 指定
	オオウラギンヒョウモン(タテハチョウ科) H18.12 指定

第9節 県における環境行政の推進体制

第1項 行政組織

本県の環境行政組織は、昭和30年代後半以降、公害問題が全国的な拡がりを見せる中、昭和40年4月に企画部企画第一課に公害係が設置されたことに端を発する。その後、公害事象の複雑化、広域化により、企画部公害室、公害局の設置等、数次にわたる組織改正を経て、昭和48年4月に公害の防止、自然環境の保全及び廃棄物の処理に関する行政組織を一元化するためとして環境保健部が置かれ、環境保全行政の総合的な推進を図ることとなった。さらに、平成9年4月の組織改正において、環境保健部の環境部門と福祉生活部の県民生活部門を統合して、生活環境部が誕生したところである。

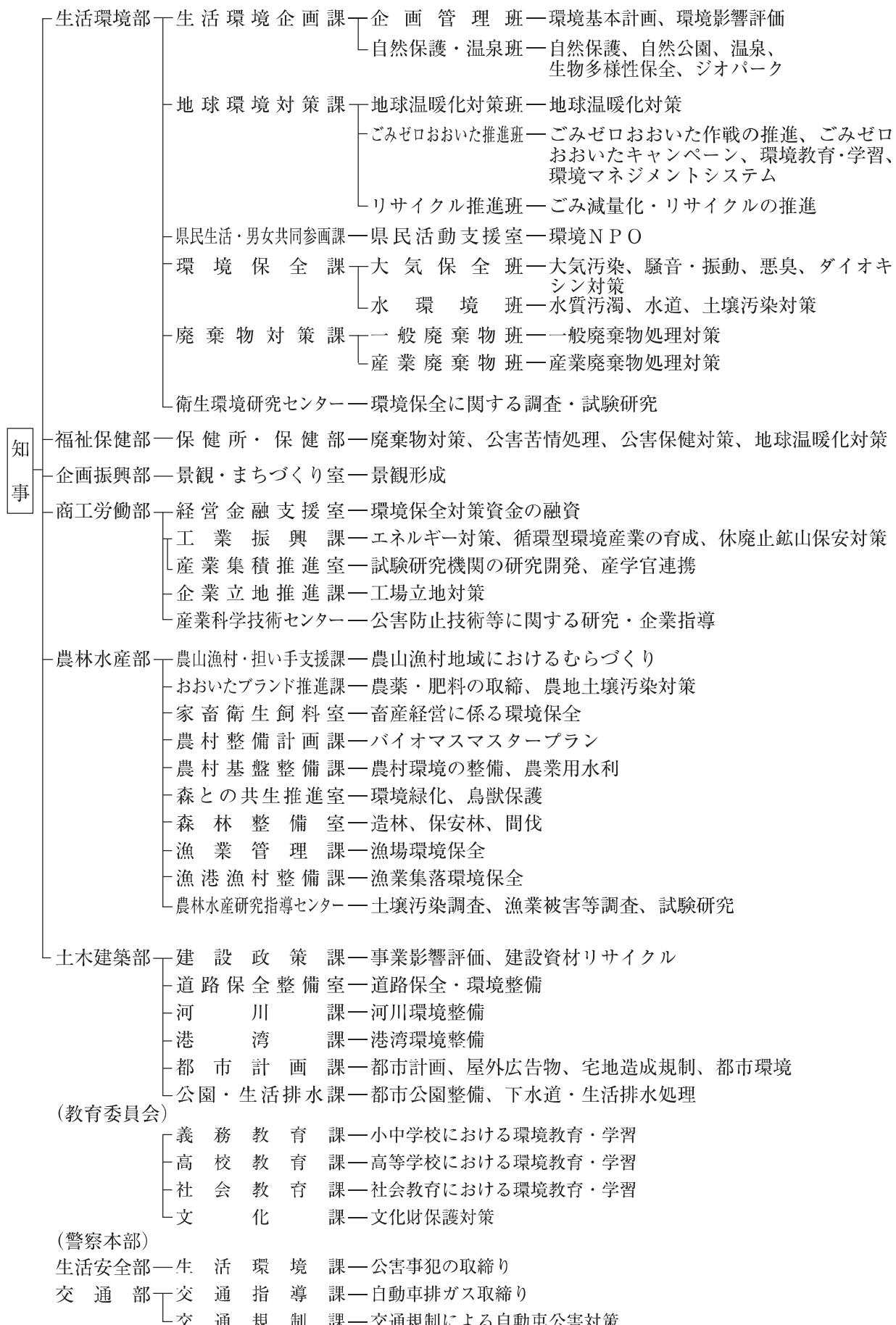
一方、公害防止等に関する試験研究機関として衛生環境研究センター（昭和46年5月に公害センターとして発足。平成3年5月に現名称に改称。）を置き、その後、同センターのさらなる機能拡充を図るとともに、各地域における公害対策を推進するため保健所に公害担当職員を配置し、小規模事業場の排水指導や公害苦情の処理等の事務を委任するなど地域に密着した環境行政の推進体制の整備を図っている。

平成17年4月の組織改正により、「ごみゼロおおいた作戦」の更なる推進をするため、「ごみゼロおおいた推進班」を「ごみゼロおおいた推進室」として機能強化を図った。

平成21年4月の組織改正により、低炭素社会の構築を目指し、大分県におけるCO₂削減に向けた新たな仕組みづくりを推進するため、「地球環境対策課」を新設した。また、温泉関連業務を企画振興部から生活環境部へ移管し、さらに平成23年5月に、自然保護業務を企画振興部から生活環境部へ移管するなど見直しを行ったところである。

平成24年4月現在の本県の環境保全行政組織図は図9-1のとおりである。

図9-1 県の環境保全行政組織（平成24年4月現在）



第2項 附属機関

環境保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するため附属機関として大分県環境審議会を設置している。この審議会は、昭和41年6月に設置され大分県公害対策審議会を平成6年8月に改称し、さらに平成18年4

月に大分県自然環境保全審議会と統合したものである。審議会の組織及び調査審議状況は図9-2のとおりである。

*各種審議会の委員の名簿については、資料編2.各種審議会委員等名簿参照。

表9-2 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要（平成24年4月1日）

名 称	根拠法令（設置年月日）	所掌事務	組 織	23年度の開催状況
大 分 县 環 境 審 議 会	環境基本法第43条 水質汚濁防止法第21条第1項 自然環境保全法 第51条 大分県環境審議会条例 (H6. 8. 1)	知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要な事項について、調査審議し意見を述べること	委員 総合政策部会 水質部会 自然環境部会 温泉部会 鳥獣部会 環境緑化部会 (重複あり) 特別委員	45人 20人 7人 7人 7人 7人 7人 5人
				大分県環境審議会 開催無し
				総合政策部会 24. 2. 2 ・大分県新環境基本計画の変更について ・大分県地球温暖化対策地域推進計画（第2期）について ・大分県きれいな海岸づくり推進計画について ・各部会の決議事項等について
				水質部会 23. 10. 6 ・第7次総量削減計画及び総量規制基準について ・水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について 24. 2. 16 ・平成21年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について ・平成22年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について
				自然環境部会 24. 3. 1 ・指定希少野生動植物に「ハッチョウトンボ」を指定する件
				温泉部会 23. 5. 30 23. 6. 28 23. 8. 5 23. 9. 27 23. 11. 29 24. 1. 30 24. 3. 30 ・温泉新規掘削許可申請について ・温泉代替掘削許可申請について ・温泉増掘許可申請について ・動力装置許可申請について
				鳥獣部会 24. 3. 2 ・第11次鳥獣保護事業計画の策定 ・第3期特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画の策定 ・第4期特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画の策定
				環境緑化部会 開催せず（審議案件なし）
大 分 县 環 境 影 韶 評 価 技 術 審 査 会	大分県環境影響評価条例 第48条 (H11.3.16)	知事の諮問に応じ、環境影響評価その他の手続きに関する技術的事項を調査審議し、意見を述べること	委員	14人
				23. 5. 17 ・戸高鉱山神野集積場建設に伴う環境影響評価準備書について
				23. 7. 26 ・戸高鉱山神野集積場建設に伴う環境影響評価準備書に対する答申案について
				23. 8. 31 ・大分共同発電所3号機増設計画に伴う環境影響評価準備書について
				24. 1. 10 ・大分共同発電所3号機増設計画に伴う環境影響評価準備書に対する答申案について
大 分 县 公 害 審 査 会	公害紛争処理法第13条 大分県公害紛争処理条例 (S45.9.29)	公害に係る紛争のうち、公害等調整委員会が管轄する事件以外の事件について、あせん、調停及び仲裁を行うこと	委員	10人
				23. 2. 8 ・全国の公害紛争処理の状況について ・本県の公害苦情処理事例について
大 分 县 漁 業 被 害 認 定 審 査 会	大分県公害被害救済措置条例 (S48.12.25)	漁業被害の補填申請に対し、当該被害の態様が条例第9条の規定に補填を求める者が同第10条の規定に適合するか審査すること	委員	8人
				23. 12. 16 24. 2. 27~3. 2 (各委員持ち回りにて説明) ・赤潮の発生状況等について ・平成23年度の赤潮発生とともになう漁業被害の認定について